

福井市空き家適正管理促進事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、福井市内の空き家が周辺に悪影響を及ぼすことを防ぎ、空き家の適正管理を図ることを目的に、空き家所有者等に対して福井市空き家適正管理促進事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（1）空き家

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空き家等であって居住の用に供するものをいう。

（2）空き家所有者等

空き家の所有者または市がこれに準じる者として取扱う者をいう。ただし、法人は除くものとする。

（3）登録事業者

県の定める空き家管理代行サービス事業者登録制度要綱に基づき、登録を受けた事業者をいう。

（4）管理代行サービス

空き家所有者等と委託契約を締結した登録事業者が空き家の維持管理のため、定期的な状況確認、点検、空き家所有者等への報告などを行うものをいう。

（5）外観調査

空き家の腐朽、建材の飛散、敷地の雑草等の繁茂、害虫の発生等の状況を建物外部から目視により調査することをいう。

（6）建物内部確認

建物内を目視にて点検し、雨漏りや壁紙の剥がれ等を確認することをいう。

（7）内部換気

窓、扉などの開口部を一定時間（30分程度）解放し、建物内の空気を入替えることをいう。

（8）通水

台所、洗面所、便所などの水道の通水を行うことをいう。

（9）郵便物確認

郵便受けにチラシ等の投函物が溜まっていないかを確認することをいう。

（補助対象者）

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に存する空き家所有者等で当該空き家の管理代行サービスを利用する者
 - (2) その他、市長が認める者
- 2 前項各号に掲げる補助の対象者は、市税の滞納のある者でないこと。
- 3 国または地方公共団体等の他の補助事業により、補助金等が交付される者は、この要綱による補助を申請することはできない。ただし、この要綱による補助対象部分と他の事業による補助対象部分を明確に区分することができるときは、この限りでない。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる管理代行サービスは、次のいずれかに該当する事項を2以上実施するものとする。ただし、(1) および(7)については必ず実施するものとする。

- (1) 外観調査(ただし、3月に1回以上継続的に実施するものに限る)
 - (2) 建物内部確認
 - (3) 内部換気
 - (4) 通水
 - (5) 郵便物確認
 - (6) 敷地内の草刈り
 - (7) 空き家所有者等への報告
 - (8) その他、市長が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する管理代行サービスの利用は補助の対象としない。
- (1) 一時的に不在であり、将来的に再利用することが予定されている空き家に対して実施するもの
 - (2) すでに中古住宅として売買情報を掲載し、不動産業者等が対価を得て管理を行っている空き家に対して実施するもの
 - (3) 前項各号のうち、(1)以外のサービスのみを単発的に実施するもの
 - (4) この補助金を利用したことがある者
- 3 補助の対象期間は、管理代行サービスを開始する日が属する月から起算して連続する24月を超えない期間とする。この場合において、当該期間は、補助金の交付決定を受けた年度末までの期間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度以降に、引き続き補助金の交付を受けようとする場合においては、当該翌年度の補助の対象期間は12月、翌々年度は24月から補助金の交付の決定を受けた年度の補助の対象期間の合計を減じた期間とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、前条第1項に規定する管理代行サービスに要した費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、管理代行サービスの利用に要した経費に3分の1を乗じて得た額（千円未満の端数が生じるときは、これを切捨てるものとする。）とし、36,000円／年を限度とする。ただし、期間が3年度にわたる場合の最終年度の限度額は36,000円から初年度交付済額を差引いた額とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「対象者」という。）は、管理代行サービス着手前に福井市空き家適正管理促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第1に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、申請書等の書類の審査を行い、その内容が適正であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、福井市空き家適正管理促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（変更および辞退）

第9条 前条の通知を受けた対象者が、申請の内容を変更する場合は、福井市空き家適正管理促進事業補助金計画変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、福井市空き家適正管理促進事業補助金計画変更承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 前条の通知を受けた対象者が、申請を辞退する場合は、速やかに福井市空き家適正管理促進事業補助金辞退届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 対象者は、管理代行サービスの利用を完了したときは、完了の日から起算して30日以内または交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで、福井市空き家適正管理促進事業完了実績報告書（様式第6号）に別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、福井市空き家適正管理促進事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、福井市空き家適正管理促進事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(交付の取消し)

第13条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条の交付決定の全部または一部を取消することができる。

(1) 虚偽その他の不正行為により補助金の交付決定を受けたとき

(2) その他、市長が不適當と認める事由が生じたとき

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消したときは、その取消に係る補助金について、期限を定めて既に交付した金額の全部または一部を返還させるものとする。

(書類の保管)

第15条 対象者は、管理業務に係る書類等を管理業務の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限りでその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし附則第2項の改正規定は、令和7年3月31日から施行する。

別表第 1（第 7 条関係）

申請時添付書類
(1) 管理代行サービス利用の見積書等の写し（実施期間および実施内容がわかるもの） (2) 空き家の位置図 (3) 外観写真 (4) 空き家所有者等が確認できる書類（登記事項証明書または固定資産税納税通知等の写しなど） (5) 市税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書 (6) 誓約書 (7) その他、市長が必要と認めた書類

別表第 2（第 10 条関係）

実績報告書時添付書類
(1) 管理代行サービス利用に係る契約書等の写しまたは明細のわかる請求書の写し（実施期間および実施内容が分かるもの） (2) 管理代行サービス利用に係る領収書の写し (3) 管理代行サービス利用の実施報告書の写し (4) その他、市長が必要と認めた書類